

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年3月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500410号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500018号

第1 結論

昭和60年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から平成元年3月まで

私が20歳に達したとき、大学生であったが、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。両親からは、「学生の間は納付しなくてもよいが、60歳になった時に満額の国民年金を受給できるよう親が払っておく。大学卒業後は、自分で払うように。」と言われていた。私の国民年金の被保険者資格取得日が平成元年4月1日となっており、請求期間の国民年金の記録が未加入による未納となっていることは納付できないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳に達したとき、両親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする両親は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、A社会保険事務所(当時)からB県C郡D町(現在は、E市)へ払い出された番号の一つであり、オンライン記録によると、平成元年4月1日を国民年金の被保険者資格取得日とする入力平成2年3月13日付けで処理され、上記手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等からも同年3月頃に加入手続が行われたものと推認でき、請求者が20歳に達したときに請求者の両親が加入手続を行ったと主張する時期と相違している。

さらに、オンライン記録によると、平成元年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者は、請求期間において、大学生であったと陳述していることから、請求期間当時、請求者は国民年金の任意加入対象者に該当するところ、任意加入対象者については、制度上、任意加入の申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、前述の推認できる加入手続時期（平成2年3月頃）において、請求期間に遡って被保険者資格を取得することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間当時に住民登録していたとするF県G郡H町は、保存期間経過のため当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500416号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月1日から平成15年4月1日まで

請求期間において、A社に運転手として勤務しており、同社から健康保険証を受け取った記憶があるが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に運転手として勤務していたと主張しているところ、請求期間当時、同社で給与計算及び社会保険の事務を担当していたとする者(以下「元事務担当者」という。)及び元同僚の回答により、請求者は正社員として請求期間の大半において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成15年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は平成15年6月*日にB裁判所の破産宣告を受けていることが確認でき、元取締役は、当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明と回答していることに加えて、請求者は当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事務担当者は、本人の希望により社会保険に加入しない従業員もいた旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求者が自身と同じ頃にA社に勤務していたとして姓を挙げた元同僚のうち、複数の者については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では請求期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、A社で健康保険証を受け取ったと記憶していると主張しているものの、請求者が居住しているC市は、請求者について、請求期間を含む平成2年7月1日から平成17年4月2日までの期間に係る国民健康保険の加入歴が確認できる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500444号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2500032号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び種別の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び種別の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年11月初旬から平成24年10月1日まで
② 平成24年10月1日から平成25年2月1日まで
③ 平成25年2月1日から同年8月1日まで

請求期間①について、私は、平成22年11月初旬にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成24年10月1日になっているので、平成22年11月初旬に取得年月日を訂正するとともに、当該期間において、厚生年金基金に加入していた場合は、併せて記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、請求期間①から継続してA社に勤務し、給与天引きにより厚生年金保険料を負担していた(差し引かれていた)。私が給与天引きにより負担し正しく反映されるべき厚生年金保険の被保険者記録となっているか調査し、正しく反映されていない場合は、被保険者記録を訂正するとともに、請求期間②において、厚生年金基金に加入していた場合は、併せて記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、私は、平成25年7月31日にA社を退社したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同年2月1日になっているので、同年8月1日に喪失年月日を訂正するとともに、当該期間において、厚生年金基金に加入していた場合は、併せて記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、請求者から提出されたA社が発行した退職証明書(写)及び同

社の事業主（以下「事業主」という。）の回答により、請求者は、平成 22 年 12 月 10 日から平成 25 年 7 月 31 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間①及び③において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る勤務時間及び勤務日数並びに厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明である旨回答していることから、勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主及びA社の人材開発部の担当者は、請求者の前述の退職証明書（写）に記載されている勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間と相違している理由については資料がないため不明であるが、請求者の社員番号から請求者の雇用形態は契約社員であることが確認でき、契約社員はシフト制で月により稼働時間が異なるため、勤務形態が厚生年金保険の加入要件を満たさない場合は入社時から被保険者資格を取得しない場合もあり、厚生年金保険の被保険者資格を取得した契約社員が、実態として、明らかに稼働時間が少ないような場合は、勤務期間中において被保険者資格を喪失する場合もあったと思われる旨回答及び陳述している。

さらに、請求者が住民登録しているB市は、住民税課税関係資料については証明発行期限が過ぎており、課税証明書は発行できない旨回答しているため、請求者の請求期間①及び③に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない上、請求者から給与明細書は提出されておらず、請求者から提出された預金通帳（写）の給与振込額のみでは、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

加えて、A社が加入しているC健康保険組合から提出された被保険者名簿によると、請求者の同健康保険組合に係る資格取得年月日は平成 24 年 10 月 1 日及び喪失年月日は平成 25 年 2 月 1 日であり、いずれの記録も、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、請求者は、A社での就業期間内においては、給与天引きにより厚生年金保険料が支払われており、私自身の意志及び手続により国民年金には加入していない旨回答しているが、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①を含む期間において、国民年金の被保険者であり、平成 12 年 9 月から平成 24 年 6 月までの期間は国民年金保険料の申請全額免除期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間は 4 分の 3 免除期間であることが確認できるところ、年金事務所は、請求者に係る平成 23 年度分の（継続審査用）国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票及び平成 24 年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請書を保管しており、そのうち、平成 24 年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請書には、請求者の氏名、免除申請年月日（平成 24 年 8 月 27 日）及び市町村確認欄において前年の社会保険料額は 0 円であること等が記載され、国民年金保険料の 4 分の 3 免除が承認されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、給与天引きにより負担していた厚生年金保険料が、正しく厚生年金保険の被保険者記録として反映されているかを調査し、正しく反映されていない場合は、被保険者記録を訂正してほしいとしている。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答している。

また、前述のとおり、B市は、住民税課税関係資料については証明発行期限が過ぎており、課税証明書は発行できない旨回答しているため、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

さらに、請求者から給与明細書は提出されておらず、請求者から提出された預金通帳（写）の給与振込額のみでは、請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

加えて、C健康保険組合から提出された被保険者名簿によると、請求者の同健康保険組合における請求期間②の標準報酬月額は15万円であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間①から③までについて、請求者は、厚生年金基金に加入していた場合は、併せて記録を訂正し、年金額に反映してほしいとしている。

しかしながら、事業主は、A社は厚生年金基金に加入していない旨回答している上、年金事務所は、同社の厚生年金基金への加入は確認できない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から③までにおいて請求者が厚生年金基金の加入員であったこと及び厚生年金基金の加入員として当該期間に係る厚生年金基金掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。